

会 議 記 録

会議名称	平成 22 年度第 4 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 23 年 2 月 7 日 (月) 午後 2 時 57 分 ~ 午後 4 時 34 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
出席者	委員 奥委員、田淵委員、岩崎委員、山本委員、吉川委員 区側 行政管理担当部長、経営改革担当参事、企画課長、総務課長、 経理課長、行政改革担当副参事、定数・組織担当副参事、 特命事項担当副参事
配布資料	資料 1-1 個別外部監査報告書 資料 1-2 個別外部監査報告書【概要版】 資料 2 平成 22 年度行政評価区民アンケート 資料 3 平成 22 年度外部評価結果 評価結果と評価に対する区の対 処方針 資料 4 「平成 22 年度外部評価委員会報告書」構成 (案) 資料 5 行政評価に対する総括意見 (様式) 資料 6 事務事業等の外部評価 ~ 今回の取組みを振り返って ~
会議次第	1 開会 2 報告事項 平成 22 年度個別外部監査結果について 3 議事 (1)区民アンケートに対する外部評価の実施について (2)平成 22 年度事務事業等の外部評価について 区の対処方針について (報告) 「杉並区外部評価委員会報告書」の構成について 事務事業等の外部評価 ~ 今回の取組みを振り返って ~ 4 その他 5 閉会

会長 よろしいですか。それでは、全員おそろいになりましたので、ただいまから平成 22 年度の第 4 回目の外部評価委員会を開きたいと思います。

本日は、お手元の議事次第にありますとおり、報告事項が 1 件と、あと、当面この外部評価の実施をどうやっていくのかということについての区の報告と、これから、我々、来年度の外部評価をどうやって進めていくか等についても、時間があれば、議事の中で取り扱うと考えております。

それでは、配布資料のご説明を事務局の方からお願いいたします。

特命事項担当副参事 冒頭に、行政管理担当部長より一言ごあいさつ申し上げます。

会長 よろしくお願いいたします。

行政管理担当部長 委員の皆様には、日ごろから行政評価へのご協力をいただきまして、ありがとうございます。

とりわけ、今年度につきましては、区長交代の中で、急遽、杉並版「事業仕分け」という形で実施させていただきまして、公開の場での議論という新しいスタイルで、しかもタイトなスケジュールの中でしたが、ご理解とご協力いただきまして、改めてお礼を申し上げます。

本日は、今年度最後の委員会ということでございますので、委員会としての年度の総括もでございますけれども、私の方から 2 点ほどご報告とお願いをさせていただきたいと思っております。

一つ目は、今申し上げました杉並版「事業仕分け」でございますが、ぜひ、次年度も実施をさせていただきたいと考えております。今年度の取り組みにつきましては、後ほど議題の中でもご議論をいただくことと思っておりますけれども、前回申し上げましたように、私どもとしては大変成功したものと考えております。ご評価いただきました 8 事業につきましては、行政だけでは気づかなかった着眼点やご指摘をいただき、事業や施策の見直しを進めることができたと思っております。また、この過程をとおしまして、行政評価の精度を高めるという全庁的な機運も高まってきたものと、大変ありがたく感じているところです。

こうした成果を固めて高めていくためにも、次年度もぜひ実施したいと考える次第でございます。その進め方につきましては、委員の皆様のご意見も聞きながら進めていくと考えておりますけれども、ぜひ、こうした区の考えと趣旨をご理解いただきますよう、お願いをいたします。

二つ目が、行政評価制度の仕組みの充実・改善を図る取組みです。現在、田中新区長誕生後、区では新しい基本構想と総合計画の策定に、鋭意取り組んでいるところですが、そうした新しい区政を進める上で、行政評価の仕組み等の充実は欠かせないものと考えております。そこで、行政内部に検討組織を設け、現在検討しておりますが、委員の皆様からも、ぜひ、ご意見をいただきたいと存じます。年度末、いろいろとお忙しいこととは存じますが、ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

会長 ありがとうございます。

それでは、次に、配布資料の確認でございます。

特命事項担当副参事 配布資料ですけれども、お手元の資料をご確認ください。

まず、資料1-1が、杉並区個別外部監査報告書になっております。

資料1-2が、その報告書の概要版です。

次に、資料2は、行政評価区民アンケートについてということで、何枚かつづっております。

資料3は、平成22年度外部評価結果のつづりです。

資料4は、「平成22年度外部評価委員会報告書」構成（案）です。

資料5が、行政評価に対する総括意見の表がついております。

資料6が、「事務事業等の外部評価～今回の取組みを振り返って～」の1枚の資料があります。

最後に、参考資料として、区民アンケート外部評価の担当委員（20年度、21年度）がついております。

以上です。

会長 各委員、それぞれ漏れがないか確認していただきまして、あれば、事務局にお申し出いただきたいと思っております。

それでは、無いようでしたら、最初の報告事項であります。平成22年度の個別外部監査結果、いわゆる指定管理者制度ですか、これについて簡単にまずご報告をいただいて、質問等あれば、お申し出いただくということで。これはどちらですか。よろしくお願いいたします。

総務課長 それでは、総務課長の内藤です。よろしくお願いいたします。

資料としまして、先ほど説明がありました外部監査人から出ています報告書がございま

すが、本日につきましては概要の方でご説明させていただきたいと思います。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

会長 はい。

総務課長 まず、概要の方の1ページでございます。第1としまして、個別外部監査の概要が記載してございます。

監査の対象事項につきましては、7月の当委員会でご報告いたしました「指定管理者制度」でございます。

3の監査対象部署及び監査対象施設につきましては、記載の企画課並びに上井草スポーツセンター以下、8施設でございます。

なお、区には指定管理者制度を導入している施設が25施設、当該報告書では、上井草スポーツセンターを、体育館、運動場、温水プールを1施設としてございますので、「23」との記載がございしますが、管理者制度を導入しているのは25施設でございます。その中で、監査対象の施設としましては、制度の導入後3年以上経過している施設の中から、2ページの8の(2)に記載してございしますが、地域性や指定管理者の形態などを考慮して選定されているところでございます。

戻りまして、4番目の監査対象期間及び契約期間については記載のとおりでございます。

次に2ページにまいります。外部監査の実施期間でございますが、昨年の7月1日から9月30日までの約3カ月でございます。

7番としまして、外部監査の視点としてございますが、後段でございます、管理運営費の節減と施設サービスの向上を一体で考え、2つの目的がバランス良く達成されているVFM(Value for Money：バリューフォーマネー)が向上しているかを重視して検証するとしており、それによりまして、杉並区の指定管理者制度が有益に機能しているかについて監査がなされたところでございます。

3ページにまいります。監査の従事者につきましては、宮本公認会計士以下、記載の5名でございます。

次、4ページです。以降は監査の結果でございます、順次申し上げたいと思います。

監査対象の8施設、先ほど申しました対象施設につきましては、管理運営費の節減と施設サービスの向上に努めている姿がうかがえたという報告を受けてございますが、杉並区の指定管理者制度そのものが有益に機能しているかどうかについては、制度の設計ある

いは運用上見直すべき点が散見されるとして、その見直しが必要な事項として、以下5項目が挙げられているところでございます。それぞれの項目について、意見及び指摘をいただいておりますので、説明させていただきます。

まず、一つ目の指定管理者制度の導入の可否の検討についてでございますが、意見をいただいております。

一つには、指定管理者制度の導入対象施設の拡大についてございまして、杉並区の指定管理施設は23施設、実質は25施設ですが、区部、これは21区の比較でございますが、平均して49.8施設を下回っており、区部の中では少ないということでございます。その主な原因としましては、多くの区で導入している自転車駐車場や公営住宅等の基盤施設や社会福祉施設のうち、高齢者活動支援センターやゆうゆう館等の高齢者福祉施設に指定管理者制度が導入されていないことが挙げられております。民間事業者のノウハウを活用することによって、公の施設のサービスの向上と、管理経費の縮減の実現に向けて積極的に対応していくことを是とするなら、指定管理者制度の導入範囲の拡大に向けて、特に多くの自治体で導入している公営住宅や自転車駐車場等については、導入の是非について、十分に検討することが望まれるとの意見をいただいております。

二つ目として、指定管理者制度の導入対象施設の見直しについて意見をいただいております。

区の指定管理者制度を導入している施設の中には、それがベストの選択なのか、他の選択肢はないのか、検討の余地がある施設が含まれているということで、意見がございました。具体的には、指定管理者制度は、交代することによる競争性の発揮の結果として、効率性や自主事業の企画等による有効性の向上を期待する制度であり、保育園が指定管理者制度になじむか否かについて、民設民営の形態も含め、再度検討する余地があるという意見がありました。また、高円寺障害者交流館については、指定管理者制度を導入しなくても、安定した公共サービスの提供が可能ならば業務委託契約とするなど、管理形態のあり方を見直す必要があるとの意見もいただいております。

次に、6ページでございます。2番目としまして、指定管理者の選定手続きということで、項目を挙げてございます。

一つには、公募の手続きについてございまして、公募開始から締め切りまでの期間について意見がございました。公募期間が1カ月前後となっている施設があるが、より多く

の公募者を募って競争性を高めるためには、公募期間が少ない。少なくとも2～3カ月は必要と思われるとの意見をいただいております。

二つ目として、応募者への条件の付与について、応募資格を「都内に本社を有するもの」に限定していた公募に際して、何らかの条件を付すことは競争性を弱めてしまう可能性があり、適切でない。特定の条件を付さないことを区の統一的な考え方として、明確化しておく必要があるとの意見がありました。

三つ目として、パッケージ公募についてです。指定管理者となることのメリットを増幅させる手段の一つとして、パッケージ公募に含む指定管理者施設を増加させ、スケールメリットの追求を可能にすることが考えられる。同種の施設をパッケージングして、スケールメリットを実現することで、指定管理者制度の効果もしくは指定管理者のモチベーションを維持することが考えられるとの意見がありました。

また、非公募の場合の選定手続きが挙げられてございます。これも意見をいただきました。

一つには、非公募とすることの必要性の開示についてでございます。非公募によって指定管理者の選定を行う際には、その理由を外部に明確に公表する必要があるが、行われていないとの意見です。今後は公式ホームページで非公募とした理由や具体的な評価項目などを開示すべき、との意見をいただいております。

7ページでございますが、選定委員会もしくは評価委員会の見直しについて、四つの意見もいただいております。

一つには、選定委員会の開催時期についてです。現指定管理者を候補者として選定しなかった場合にも対応可能な時間的余裕を確保するよう、選定委員会等の開催時期を検討する必要があるとの意見です。

二つ目として、指定管理者の再選定のための選定委員会等の現地視察についてです。各委員は対象施設を熟知する者から選任されているが、指定管理者の業務の評価にあたっては、現地視察の機会を設けることが望ましいとの意見です。

三つ目には、評価委員会の適切な議事録作成の必要性についてでございます。選定委員会等の開催にあたっては、判断の過程が分かる議事録を作成し、保管しておく必要があるとの意見です。

四つ目として、指定管理者の再選定にあたっての事業計画作成の必要性についてござ

いまして、指定管理者の再選定にあたっては、次期指定期間にかかる事業計画の作成・提出を求め、その事業計画書を評価委員会での検討事項に加える必要があるとの意見をいただいております。

(3)につきまして、指定管理者にかかる財務の健全性の把握について意見をいただいております。書類審査の審査項目をより具体化し、満たすべき財務数値の基準等を設定するか、選定委員の中に財務に詳しい者を入れ、財務に関するコメントを求めることや、法人全体の決算報告書を入手し、業績が急速に悪化している場合には、その要因や事業継続の見通しをヒアリングすることを区のルールとするなどの対応が望ましいとの意見をいただいております。

8ページでございます。(4)指定管理者のあり方についての評価・検討の必要性について意見をいただいております。

産業商工会館は、これまで2回、指定管理者を再選定していますが、現指定管理者のあり方について、改めて評価・検討を行う必要があるとのことでございます。

次に、9ページ、三つ目の事項としまして、指定管理者へのインセンティブとして意見をいただいております。

一つには、指定期間についてでございます。区の指定管理施設の指定期間は、高井戸保育園が5年になってございますが、それを除いては3年となっている。この期間では、指定管理者が経営努力を十分に発揮できないと思われる。体育館や図書館等、安定的な運営を図る必要がある施設は、指定期間を5年程度に延ばしてもよいと考える。また、保育園など、継続性を優先する施設は、さらに長期の指定期間を設定することも許容され得るとの意見をいただいております。

2としまして、受益者負担の見直しについて意見をいただいております。施設運営費用については、利用者及び税金の負担はどの程度が適切であるか、区として改めて検討することが望まれるとの意見をいただいております。具体的には、体育施設における収支差額の取り扱いについて指摘を受けてございます。指定管理者の経営努力で生じた収支差額は、全額指定管理者に帰属すべきものであるが、指定管理者からの提案により、区に返還している。返還金は指定管理者がプールしておき、施設の管理運営にかかる使途に用いることが望ましく、収支差額の取り扱いについて、区の基本的な考え方を検討する必要がある、との指摘をいただいております。

10ページでございます。保育園における剰余金の取り扱いの明確化についての指摘でございます。

指定管理業務から剰余金が生じた場合は、区が備品等の購入や修繕費に充当するよう求めることは合理性を有するが、事後的な指導の形態ではなく、剰余金の取り扱いを整理した上で、協定書等において事前に定める必要があるとの指摘をいただいております。

11ページでございます。四つ目の事項として、基本協定と年度協定が挙げられてございます。

1として、指定管理者の引き継ぎについてです。(1)で、上井草スポーツセンターにおける引き継ぎについて意見をいただいております。指定管理者の交代に関しては、引き継ぎ業務や原状回復業務等について、より詳細に、かつ合理的な取り決めが必要であり、区としての基本的な考え方を明確にしておくべきとの意見をいただいております。

二つ目に、(2)として、保育園における引き継ぎについて指摘を受けてございます。基本協定書に、引き継ぎ及び情報公開に関する定めのない施設があった。速やかに、追加協定書の締結もしくは基本協定書の変更を行う必要があるとの指摘をいただいております。

2としまして、指定管理者の提案の取り扱いについて、意見をいただいております。

指定管理者からの提案を区が同意するのであれば、そのことを基本協定書もしくは年度協定書に明記しておく必要がある。また、明記できない場合は、年度協定書に、「別途協議する」旨を記載し、覚書等で定めておくこともできるとの意見をいただいております。

次に、3、その他として、(1)指定管理における情報公開で意見をいただいております。指定管理における情報公開が十分でない。基本協定書やモニタリングの結果等、指定管理に関する資料も極力開示すべきであるとの意見です。また、あらかじめ開示項目を定めておき、全ての指定管理施設の開示内容が統一されていることが望ましいとの意見をいただいております。

12ページ、(2)印紙税の取り扱いについて意見をいただいておりますが、これにつきましては、内容が個別的な事項でございます。特に指定管理者制度とは直接関係のないものでございますので、ここでは割愛させていただきます。

次が、(3)バリアフリー対策と車イス用階段昇降機の使用とメンテナンスについて指摘がございました。現在、産業商工会館の車イス用階段昇降機は使用を中止しておりますが、また、保守点検も行われていない状況です。使用を再開しないのであれば、協定書の備品

の保守点検に関する指定管理者の責任の免除について、書面などによる承認が必要であるとの指摘をいただいております。

次は13ページ、五つ目の事項としまして、モニタリングが挙げられてございます。1としまして、事業報告書の取り扱いについて意見をいただいております。

(1)事業報告書の承認については、基本協定書に、事業報告書を年度終了後10日以内に提出し、承認を受けると定められているものがあり、事業者の決算監査や総会の承認前に区が承認した形になっているが、事業報告書の承認の方法やその根拠が明らかになっていない。このことを区全体のルールとして明確化しておくことが必要との意見をいただいております。

(2)として、収支報告書のフォームについてです。収支報告書はあらかじめ区でフォームを作成して提示しておき、これに従った形で提出を受けるのが望ましいとの意見をいただいております。

2として、モニタリングの結果の開示についてです。指定管理者に対するモニタリングの実施結果は公表されておらず、今後、見直しが必要であるとの意見をいただいております。

以上、大ざっぱではございますが、外部監査人の報告書の概要でございます。

なお、外部監査人からいただきましたこのたびの意見及び指摘事項につきましては、行革本部会のもとに関係課長で構成されます検討部会で対応策等をまとめ、ことしの3月を目途に行革本部会へ報告することとしてございます。

次に、今回、個別外部監査を実施させていただきましたが、区では、これまで平成14年から9回ほど個別外部監査を実施しまして、一定の監査、行財政改革がなされてきてございます。また、従来からの行政評価委員会による評価に加えまして、ことし新たに事業仕分けも実施され、行革という視点での事業の見直しもさらに進んでいるところでございまして、来年度の長の求める個別外部監査の実施につきましては、当面、急を要する課題はないと判断しまして、23年度については休止したいと考えてございます。今後の実施については、国の動向、区としての案件の有無などを判断して、必要性があれば再開していきたいと、このように考えてございます。

私からは以上でございます。

会長 ありがとうございます。

外部監査は、23年度については、当面、中止されるということですが、それについては区のご判断だと思いますが、今年度の指定管理者制度についての概要のご報告を承ったのですが、この内容についてご質問、ご確認されたいことがありましたら。

委員。

委員 文脈の意味について。本文にはもう少し書いてあるのかもしれませんが、概要の4ページに保育園のことが何回も出てきますが、その4ページの下の方で、指定管理者制度はという、そもそも競争性とか有効性がある制度だと言っておいて、「その意味」というのが、「その意味」の指示代名詞で、「その意味で保育園は馴染むかどうか検討する余地がある」という、「その意味」はどこの意味を受けているのかがよくわかりません。それで、一応、意味を私なりに理解すると、つまりそういう指定管理の制度からすると、保育園というのは、余り競争性だとか有効性というものがなじまないというか、そういうものなのですよと読めます。そもそも保育園って、結構、公の施設としては大どころですからね。この意味は、ちょっと文脈的にもよくわからなくて、どちらだと言いたいのでしょうか。それをお伺いしたいのですが。

総務課長 なじむかどうかという判断をするにあたって、指定管理者制度そのもののあり方が、競争性がはっきりして、効率性や自主事業の企画による有効性の向上を期待する制度であるということです。これを念頭に置いたときに、保育園は継続性を重視していくので、ある一定の期間に、また別の指定管理者に替わるということは余り予定されていないということで、この監査人につきましてはそういう意見をいただいているというような判断をしているところでございます。うまく説明できていなくて、すみません。

会長 期間のとり方いかんだと思いますけれど。いずれにしても、これは外部監査人としてのご意見ですから。

行政改革担当副参事 補足します。行革担当副参事の伊藤と申します。

大体、指定管理者制度以外の選択肢というのでしょうか、要は、民営化であったり、そういういろいろな選択肢があると思うのです。民間活力の導入にあたって、指定管理者制度というものを優先的に扱っていくべきかどうか。その優先順位というか、考え方の一つとして、民設民営という選択肢もあると、そのようなことを監査人の方々はおっしゃったというようなことでしたので。

会長 これは区としての判断ではないわけなので、これは承っておくほかはないと思う

のですが。

ちょっと気になったのは 気になったというのは、内容的には問題ないんですけど。当初「バリューフォーマネー」などのお話をされたのですが、これは報告書を読んでいる限りにおいては、余りクオリティーのことは書いていないのです、残念ながら。ただ、それぞれの指定管理者制度における評価委員会はきちんと機能しているというから、そこで多分担保されているのかと思ったのですが。コスト縮減とか増収については、ほぼ、大体どれも成功しているような内容になっていたの、それについては会計士らしくされたので、いいと思うのですが。クオリティーはもともと外部監査人の方々には少し負担の大きいテーマだったのかもしれないのですが。それは済んだ話ですから、そういうのはあったのだけれど、書けなかったということなのでしょう、恐らくは。

どうぞ、分かれば。

総務課長 今回の報告書の方の64ページ以降が個別の施設別の状況について書いてございますので、その中で若干コストについて触れている部分がございますので、そちらを参考にさせていただければと思ひまして。今回は概要版でございますので、特にそれについては……

会長 いや、コストは書いてあるのですけれど。クオリティーの、要するに、質ですね。それが余りなかったの、そこが少し気になったということで、別に内容的には問題ないと思うのですが。

分かりました。では、これは承っておくということにしまして。でも、ただ、これだけ包括的な、特に収入重視のことが外部になかなか公表されることがないことですから、それなりに貴重な外部報告書だと我々は思っております。

それでは、時間の関係もございまして、報告事項はこの程度にしておきまして、議事案件に入りたいと思います。

1点は、区民アンケートに関する外部評価ということ。これは例年ですと毎年行っておるのですが、それをどうするのかということについてのご議論を賜りたいと思いますが、最初に、少しご説明をお願いできますか。資料2です。

特命事項担当副参事 資料2です。

メールでもお知らせしたのですが、今年度は事務事業等の外部評価を実施していただいた関係で、例年実施している政策、施策の外部評価を実施していないという現状がありま

す。今回、会長からのご提案ということで、区民アンケートに対する外部評価を実施したらどうかということをご提案いただきました。初めての方もいらっしゃるので、この資料 2 について少し説明させていただきます。

区民アンケートは、行政評価に区民の方も参加していただくという趣旨で行っております。6分野から一つずつ施策を選びまして、それについてアンケートを実施しているのですが、今年度も昨年8月に実施しております、1,000人の方にアンケートをお送りしております。それと、インターネットでもアンケートを実施しております、481名の方が回答してくださっているというものです。

おめくりいただいて、「1ページ」と書いてあるところですが、左側が区民の方にお送りしたところのものです。そこに施策の概要が書いてあります。この内容について、アンケート項目としてはここには無いのですけれども、目標が適切か、成果が適切か、かかった経費は適切かというようなことでアンケートを取っております。その結果をまとめたものが、この右ページの上の方にある「区民による評価」になります。それに対して、「所管による対処方針」ということを書いてあります。

今回お願いしたいと考えておりますのは、この下にあります「外部評価」というところです。「今後の施策の方向性」、それと「区民による評価に対する意見」、また「対処方針への評価」というところをご記入いただくという作業になります。

もし実施していただけるという場合には、2月末までにご記入いただいて、ご提出いただければと思っております。

会長 ありがとうございます。

これは、委員の皆さんにご足労お願いできればということで、決まったわけではないのですが…。要するに、毎年度この行政評価の一環として、区民アンケートについても、団体の施策と経営評価を併せて行っているのです。施策と団体の評価については、杉並版の事業仕分けで、一応それで代わるものを行ったということにはなるにしても、区民アンケートを毎年実施されていて、それに対して外部評価の目が通らないというのは、本来の我々の任務からいうと、任務放棄に近いのではないかと個人的には思っていたものですから、この場でお諮りして、行ってもいいというご判断であれば行っていただいて、反対に、それはもう、ご勘弁をという意見が多ければ、それ以上は固執するものではない。ただ、私が二つ評価すれば、それぞれの委員は一つだけ評価すれば済むので、できたら連続性を

保つためにご無理をお願いできないかということなのですが、これはそれぞれの委員の方々がどう判断するかによりますので…。

どうぞ、 委員。

委員 ところで、今までですと、区民による評価で、もう少し詳しい、何かアンケートの集計のような冊子があったような気がするのですが。

特命事項担当副参事 はい。

委員 もっと詳細な集計結果を。私はそれを見て、変だとかということをご指摘したこともありました。

特命事項担当副参事 行政評価報告書です。この中にアンケートの結果は、36ページから73ページというところに入っております。

会長 これは、ただ まあ、そうですね。1名を除いては、ほぼ毎年ご担当いただいていることですから、大体皆さん頭の中に入っているので、できるのではないかと安易に考えたのですけれども。当然、参照していただけることが一番望ましいと思いますが。ほぼ、大体、頭に入っておられると思いますので。

委員 私は、一応頭の中に入っているということで、やっていいということで申し述べたわけですが。今まで何かこの、個別の表を見ると、この左側に書いてあることと、右側のデータの……

会長 まあ、少し違っているとか、ありましたけれども。

委員 矛盾を発見したことがあったものですから、それでお尋ねしただけのことですが。

会長 当然、参照していただくのが一番ありがたいのですけれども、その時間もないという方は、とりあえず毎年のことですから、ほぼ、大体データなどは頭に入っているでしょうから、それを基にして、さっと目を通していただいて評価コメントを書いていただくということで、よろしいですか。それほど、時間はかからないと思いますので。

(了承)

会長 それでは、それぞれ分担を決めて、私が残った2テーマの評価を行いますので、それぞれ何番とおっしゃっていただければ。

特命事項担当副参事 今日お配りした資料の最後に、参考資料として、念のため記載してあります。

会長 最後に分担を書いてありましたか。

特命事項担当副参事 はい。20年度、21年度に。

会長 同じになっても構わないのですけれども。なるべく違う人が見た方がいいということではありますから。

委員 どこでしょうか。

会長 その参考資料の、最後のところです。

でも、先生は、やはり環境の専門家でいらっしゃるから…。

委員 2年続けて同じというのは…。

会長 でも、同じでもいいと思いますし、それぞれ変えてもいいと思いますし、要するに残ったものを私が担当するということには変わりはないので。それぞれご希望のものを担当していただければよいので。

委員 では、私は4番で。ボランティア。NPO。会長、よろしいですか。去年は会長でしたが。

会長 結構です。

委員 私は、では、4番。

委員 どうしましょう。

会長 委員、何番でも構いませんよ。

委員 いや、昨年と替わってもいいんですけど。やはり、1か2ですかね。

会長 では、委員、何番になさいますか。

委員 私もう、大体一通り担当したから、どこでもいいです。

会長 では、委員。

委員 もう、どこでもいいですけど。

会長 そうおっしゃらずに…。

3年続けてはまずいですか、委員。では、委員は、1番か2番とおっしゃいましたね。

委員 はい。

会長 では、1番ですね。

委員 1番ですか。

会長 はい。

では、2番はどなたですか。2番、たまには委員がされますか。

委員 はい。いいですよ。

会長 委員は。

委員 では、委員が6番を担当されているので、6番にしましょうか。

会長 6番とか、委員が担当された方がいいのではないですか。

はい、分かりました。では、残りは私が担当します。3と5は私が担当するということで。

これはファイルをお送りいただければ、またご返送をそれぞれの委員からということでよろしいですね。

特命事項担当副参事 はい、承知しました。

会長 では、もう既にかかなりの重労働をやっていただいた上にまたお願いするのはまことに恐縮でございますが、評価の連続性という観点から、もう一踏ん張りお願いしたいということなんです……

委員 情報はこれだけですか。

会長 ええ。毎年そうですね。

特命事項担当副参事 そうです。あと、施策の評価表もございますので。

会長 それを参考にさせていただいてもいいと思います。

特命事項担当副参事 ええ。前にもUSBメモリでお送りしていますが…。

会長 そこに入っていますね。

特命事項担当副参事 また必要でしたら、再度お送りするようにします。

委員 これは担当部署に聞いてもいいですか、個別に。そういうことはできませんか。

会長 それは、そこまでやっていただくと、所管課の想定外の手続きになると思いますけど。

委員 ああ、そうですね。これは、今月末、今月いっぱいでは評価するのですね。

特命事項担当副参事 そうです。

会長 所管課とどのように進めるのかというのは、次年度の外部評価の進め方とも関連するものですから、そのときにまたご議論を賜るということで、とりあえずそういうことで、区民アンケートの外部評価についても継続して、今年度も行うということで、ご承諾いただいたという結論にしたいと思います。

委員 情報はとりあえずこれだけということですね。基本的には。

会長 あと、USBメモリの施策評価とか事務事業評価のことで、かなり詳細なデータ

はございますものですから。

ただ、逆に言うと、ここでだけの情報もあるのです。例えば、ほかの区との比較とか、確か、施策評価とか事務事業評価にはない情報もあるのです、アンケート調査には。だから、観点がちょっと違っているということですね。

では、それはまた、事務局にお問い合わせいただいて、作業を進めていただければと思います。

それでは、今日の一番重要な議題であります、「平成22年度事務事業等の外部評価について」と、こう書いてありますが、これはいわゆる、昨年、杉並版の事業仕分けとして行ったことについての対処方針ということになるのですね。

特命事項担当副参事 はい。

会長 資料3に基づきまして、ご報告をお願いしたいと思います。

行政改革担当副参事 それでは、私の方から、事務事業等の外部評価の結果に対します区の対処方針ということでご報告させていただきます。すみませんが、座ってご報告させていただきます。

では、資料の3になります。ご用意をお願いいたします。

いわゆる杉並版「事業仕分け」につきましては、全部で8事業の評価をお願いいたしました。その結果、それぞれにつきましては、もう既に前回までの本委員会においてご議論もあり、ご確認等もさせていただいているかと思しますので、ここでは区の対処方針に限ってご報告をさせていただきたいと思います。

なお、こちらの対処方針につきましては、昨年、区の内部の行革本部会において決定した内容を踏まえて、今回、2月1日に、区長が23年度の予算ということで発表した内容を反映したものでございます。

それでは、まず、1、2ページになりますが、コールセンターの運営からご説明します。

コールセンターの運営につきましては、それぞれ縮小、事業内容の変更ということで、評価結果をいただいているところでございますが、この内容について、区の対処方針としましては、まず、利用実績、現在の利用動向、利用実態を踏まえまして、受付時間、また取扱業務の変更を図り、経費の節減を図るということといたしました。

内容といたしましては、来年度の23年4月から、コールセンターの受付業務は、現在、朝7時から23時までになっていますが、こちらの方を、利用実態が少ない時間帯を見まし

て、8時から20時までという形に短縮を図ります。また、仕分けの際にもご指摘をいただいたところですが、粗大ごみの受付業務、こちらに関しましては、24年1月から受付業務をコールセンターの取り扱いから分離いたしまして、別途業務委託いたします。

なお、コールセンターの事業につきましては、実質的に粗大ごみの受付業務が大半を占めているという実態も踏まえまして、それぞれ利便性の確保、また費用対効果の観点から、改めて検証いたしまして、存廃を含めた抜本の見直しを図るということとさせていただきます。昨年末から、既にその検討の方は開始しているところでございます。こちらの方は、また9月を目途に検討結果を出していきたいと考えてございます。

それでは、おめくりいただきまして、3ページ、4ページになりますが、子育て応援券でございます。

子育て応援券につきましては、廃止を含めた抜本的な見直しということで、評価結果をいただいたところでございます。今般、この子育て応援券事業につきましては、内容を検証すべき時期に来ているという判断をしているところでございます。

また、国の子ども手当の支給がありますので、これを機に有償化ということで行ったわけですが、この影響を、またやはり把握をした上で、事業の目的と効果、これを検証し、子ども・子育て支援策全体を再検討といたしまししょうか、そういった形をとり、今後の事業のあり方を検討した見直しを行っていくとさせていただきます。こちらの方は、やはり9月を目途に検討結果を出したいと考えてございます。

おめくりいただきまして、5ページ、6ページ目になります。路上喫煙対策です。こちらにつきましては、縮小、事業内容の変更、また、実施方法の変更ということでの評価結果をいただいたところでございます。

こちらに関しましては、路上喫煙の防止、また資源持去り、防犯対策ということで、それぞれとしては効果があつた取組みだと認識しておりますが、各種のパトロール体制について、やはり個別に動いていたというご指摘もあり、費用対効果を高める観点から再編をいたしまして、23年度から、このパトロール隊につきましては、一層効果的な活用を図るということとして、以下の4点の方向にまとめてございます。

路上喫煙対策については、巡回指導 これは委託をしておりますが、こちらの方による啓発活動を中心とした実施体制に変えていきます。過料徴収に関しましては、今現在行っている実態を踏まえまして、常に行っているというわけではなく、効果的に時期をとら

えて実施していく形をとっていくということとしてございます。

次に、24時間の民間委託のパトロールですが、こちらの方は資源持去り対策をやっているところですが、そこに新たに路上喫煙防止の巡回指導も含めた役割の再編を図ってまいります。

また、まちの生活安全また環境美化の取組に関しましては、地域にあります自主防犯組織また町会・自治会、商店街などとの一層の連携を図ってまいりたいと考えてございます。

先ほど申し上げたところですが、この路上喫煙対策の指導員、また資源持去り防止の指導員に対しましては、安全パトロール隊の本隊の方にこれを統合いたしまして、防犯対策の方の強化を図ってまいりたいと考えてございます。

おめくりいただきます。緑化対策になります。

緑化対策につきましては、現状維持という形での評価をいただいたところでございます。こちらに関しましては、やはり質の高い住宅都市づくりを進めるという区の考え方をもとに、民有地のみどりの保全・創出というものを引き続き重要なものとして取り組んでいくということで、3点を挙げております。

「生けがき道づくり」モデル事業に関しましては、これは内容の検証をしまして、より利用しやすい効果的な支援策になるように再構築を図ってまいります。

それから、「みどりの顕彰制度」というものを創設いたしまして、みどりというものを区民共有の貴重な財産ということで、その理解を広めるための活動として創設してまいります。

また、非常に先の話になるかもしれないのですが、区全域を緑化地域に指定して、敷地の一定割合の緑化を義務付ける制度、こういったものの導入について検討を図ってまいりたいと考えてございます。

それでは、次にまいります。アニメ産業の育成・支援でございます。こちらに関しましては、さまざまなご意見をいただいて、廃止を含めた抜本的な見直しということでの評価結果をいただいたところでございます。

区といたしましては、アニメ産業が持つ特質から見て、やはり広域的な取組というのが必要だと考えております。区が効果的な支援・育成を行っていくのは少し困難ではないかという考え方がありますが、一方で、今まで取り組んできた内容によって、「アニメのまち」ということで、杉並の認知度は向上してきたという評価もしてございます。この考え

方を踏まえまして、以下の3点に絞りまして、アニメを活用した商店街振興等の地域の活性化策という観点で、事業の見直し・再編を図ってまいりたいと考えてございます。

一つ目として、アニメ匠塾に関しましては、今年度をもって廃止といたします。

それから、杉並アニメーション・フェスティバルに関しましては、本年度は実施いたしますが、23年度は休止いたしまして、地域活性化策として事業の見直しを図ります。

それから、杉並アニメーションミュージアムに関しましては、施設の老朽化等もございますが、それぞれ今後のあり方について検討し、やはりこれも9月を目途に検討結果を出してまいりたいと考えてございます。

次にまいります。本庁の土日開庁でございます。こちらに関しましては、縮小、事業内容の変更ということでの評価結果をいただいたところでございます。

この土日開庁に関しましては、実施に当たり、窓口サービス、またニーズの把握という点に関しては、十分な検討がなされない状況で実施をした可能性があると考えてございます。利用者の実績に関しては、仕分け当日でもご報告申し上げているところですが、平日に比較して、約3割から4割程度という実態になってございます。このような利用の動向、また区民の生活実態というところを見まして、費用対効果の観点から、あり方をもう一度再検討し、適正な実施内容としてまいりたいと考えてございます。

まず、来年度に関しましては、23年の9月末をもって、日曜日の本庁窓口の開庁に関しましては、廃止することを考えてございます。

また、土曜日の窓口対応のあり方に関しましては、駅前事務所を土曜日に開いておりますけれども、この駅前事務所の開設日また時間、それから繁忙期の対策、こういったところを含めた検討をし、9月を目途に見直しを図りたいと考えてございます。

続きまして、7番目、急病医療情報センターになります。こちらに関しましては、縮小、事業内容の変更ということで評価結果をいただいたところでございます。

当日にもご指摘をいただいたところですが、東京都による医療機関案内ですとか、そういった類似の事業の充実が図られるということで、区としての事業開始のときは状況が変化しているということも踏まえまして、まず23年4月からサービスの開設時間につきましては、休日（土日、祝日）と、それから平日の夜間の時間帯へと縮小を図ります。

また、今申し上げたとおり、都の類似事業、またサービスの利用実態というものをもう一度検証した上で、独自で行っていく事業というものの必要性について、存廃も含めた検

討を、やはり9月を目途にしていまいりたいと考えてございます。

次にまいります。最後になります。南伊豆健康学園でございます。こちらに関しましては、廃止という評価結果になっておりますが、もともと区として廃止ということでお話をしたところに対してのご意見だったと存じます。

こちらに関しましては、転地による病虚弱児の健康改善を図るという意味での健康学園の必要性は、医療技術の進歩また入園児童の減少ということで薄れてきているという状況を踏まえまして、児童の健康課題は、区内の学校で健康教育等の充実、また家庭との連携の強化ということで解決を図ることを基本といたしまして、この病虚弱児の教育施設という意味での健康学園は、23年度末、24年3月末をもって廃止としております。

また、病虚弱児の対策等につきましては、代替策を検討いたしまして、必要な対策を講じるということとして、今現在、その検討に着手をしております。9月を目途にその検討結果を出していまいりたいと考えてございます。

以上になります。この検討結果を踏まえまして、2月の23年度予算の方に反映をいたしました。それぞれの金額面からの効果というのがあるのですが、総額で申し上げますと、概算で約6,200万程度の効果額という結果となっております。

私からは以上でございます。

会長 ありがとうございます。

これは、既にもう、公表されているのですか、対処方針は。

行政改革担当副参事 区政経営計画書で、こういう形で予算の公表をしております。その中で、この対処方針に関しましても、公表させていただいております。

会長 ああ、そうですか。

行政改革担当副参事 ページで申しますと、9ページからになります。

会長 これは議事というよりも、こうなると……

行政改革担当副参事 ご説明申し上げたという形になるのですが。

会長 報告事項に近いのですかね。いや、でも、それでも我々の言ったことと違うではないかという委員からのご意見も一、二あるかもしれません。そういう感じもしないわけでもないところもあるかと思いますが。

どうぞ、 委員。

委員 これは、結局、杉並版事業仕分けがどういう役割を果たし得るのかということに

かかわるのですけど。対処方針の中で、比較的私どもがまとめて書いたことに近いことが書かれているのは、ざっと見て、後半の方は比較的そうです。前半の方は、率直に申しまして、この言い回し、ちょっと、一昔前の役所の言い回しに非常に近くなった印象です。杉並って、こうだったかなと思って...。「今後のあり方を検討し、抜本の見直しを図る」という言い回しは、もう、よく聞かれる、昔の役所のスタイルだと私は思うのですが、それがたくさん出てきたなというのが私の印象です。役所の事情というのはある程度わかるにしても、仕分けにせよ、あるいは行政評価にせよ、もう少し物事をはっきりさせて、それで、市民の人に、玉虫色になりがちなところを、もう少しすっきり見せるというもとの趣旨からしますと、前半の方の言い回しがちょっと、行政評価の前の段階に戻ったというのが私の印象です。だから、それが、事業仕分けが評価のあり方として、本来の評価のあり方の、そういう時代の経過からすると、若干変だなというのが私の印象です。

それから、対処方針の中で、前段に書いてあることは後段で言うための前置きのようなことがあるのですが、その前段に書いてあることというのは、どういう趣旨で書いてあるのかはよくわかりませんが、例えば、一番極端におかしいと思ったのは、12ページで、区の対処方針の中で、「ニーズの把握及び費用対効果の観点からの検討が十分ではなかった」と。これが対処方針になるのでしょうか。その後ろに出てくるのが対処方針であるにしても、何らかの事実がこういうことであったから、後ろに書く。では、ここに費用対効果の検討が十分でなかったのならば、そういう事実認識をするならば、これから費用対効果を把握しますよという「答え」が出てくるなら文脈的にわかるけれども、これが対処方針ではないにしても前置きになるという、その対処方針の書き方というのはいささか変ではないですかと、こういう感じがいたします。

会長 これは区の方の文言ですから、我々としてはそれ以上強くは言えないのですが。その背景には、いろいろ事情があったのだと思いますが...。一応、これはもう既に確定しているものなので、あくまで報告事項です。ですから、よく見ると、報告となっております。しかし、委員のように、やはりきちんと伝えておきたい、確認しておきたいという委員の方は当然おられると思います。

ほかに。どうぞ。

委員 よろしいですか。ちょっと質問なのですが、コールセンターの運営で、区の作成したこの対処方針です。これで、粗大ごみの受付は分離して、別途業務委託するとな

っているのですけれども…。区政経営計画書の9ページでは、具体的に金額まで、粗大ごみの受付業務の分離で2,755万の削減で、粗大ごみ受付業務別途委託により1,685万の増額。こういう1,685万の増額と書いたからには、もう業者も決まっているのでしょうか。これは東京都の公社に委託するのですか。

行政改革担当副参事 すみません。先ほどの説明では、6,200万と申し上げたのですが、差引すると5,200万ぐらいでした。1,000万ほど違って来るわけで、申しわけありません。

それで、コールセンターの、今お話に出た1,600万余の増という額なのですが、見積額の段階での金額です。ですので、予定される事業者そのものは、選択肢としては何社もございまして、大体このぐらいの額面だろうというレベルの金額なのですけれども。

委員 別に、確定していないわけですね。

行政改革担当副参事 特定の事業者が決まっているというわけではないです。

会長 まあ、これは どうぞ、 委員。

委員 路上喫煙のところなのですけれども、区政経営計画書の12ページで、具体的には、「環境美化の取組の見直しにより削減」とあるのですけれども、これ、区の囑託と、あと民間委託がダブっていて、その辺のところの役割再編というのは実施しないということですか。これ、対処方針だけを見てもよくわからないのですけれども。これは、結果としては役割だけを見直すということですか、委託の方法は変えないということですか。

行政改革担当副参事 内容としましては、委託している事業がまず一つございまして、その委託内容と、それから現在行っているパトロール業務の再編をすることということで、実際に囑託員などが入っていたパトロール隊がありましたね。こちらの方がまず再編されると…。それにあわせて、委託業務の内容そのものも変えまして、パトロール隊の充実強化というものと、そこでなくなっていく、薄れてくる部分として、路上喫煙対策が出てきてしまうのですけれども、その部分を民間委託の枠内の方にもう一度おさめていくというか、そういう形にして、委託事業そのものも少し見直しをしておりますけれども。

会長 これは、確かに予算との絡みでは、ちょっとわかりません。このつなぎ方が、確かに。だから、予算との見方からいうと、ここで何かうやむやになっていることは、実はかなり具体的なことがあるのだけれども…。そこが見えてこないんで、委員のように、役所言葉になっている。しかし、金額が出ているということは、かなり具体的な対処

方針が、方策があるから金額が出るわけなのです。ですから、その辺りは多分、これが限界なのだろうと思うのですけれど、これから議会あたりでご議論を賜れば良いと思うのですが…。片方で金額があって、片方で抽象的な文言になっているのですが、当然それをつなぐものがある、それを我々は知らなくてもいいと思うのですが、それはまた、これをよく、例えば活用してですね、健康学園でも、例えば金額が、これだと37万円になっているのですけれど、そんなことはないという議論も当然あるかと思えますし、新聞で、いろいろ、別の施設に転用されるとかということでしたので。この辺りは、ただ、区としての政策分掌ですから、我々としては、まあ、ということなのですが…。

委員、何か。

委員 健康学園についてなのですから、仕分けの場でも、来年度、耐震補強工事が予定されているということですから、まずこの施設の今後の利用の状況についての判断をした上で、補強工事的必要性については判断すべきだという指摘がされたわけです。それに対しての何らの方針も示されていないのですが、補強工事の方はもう予定されているから来年度実施されるという、そういう結論になっているということなのではないでしょうか。

会長 どうぞ。

行政改革担当副参事 補強工事に関しましては、行わないということで決定しています。

委員 行わない？そうですか。それは書いていただいていた方がよかったのではないかなと思うのですけれども。

会長 ですから、精粗あるのです。まあ、ですから、聞いても仕方がないので…。

委員 そうですね。もう、仕方がないですね。

会長 もっとうまく使う 予算削減効果をもしアピールしたかったら、もっとまい具合の書き方もあるし、よくわからないなというのが、我々外部評価委員から言うところがありますが、それは区としての意思表示ですから、これ以上は我々としては言わないということですから。

委員 わかりました。

会長 報告事項ですから。

ほかに何か。どうぞ。

行政改革担当副参事 委員から、先ほど最初にご指摘があった点です。

会長 どうぞ。言葉ですね。

行政改革担当副参事 確かに、そういう点はあるかというところは、あるかもしれませんが…。

会長 確かに、特に子育て応援券のところは、非常に抽象的な文言になっています。それで、しかも金額のところは全くない。

行政改革担当副参事 まずもって、23年度予算にどのように反映していくかというところから、具体的なところは前段として出させていただいたのですが、24年度以降に当然反映しなければならないものもございますので、このあたりのところはまだ、正直申し上げてこれからの検討ということで、このような表現になってしまっていますが、ご指摘の点を踏まえまして、次回以降こういうものがあれば、そういうところには反映してまいりたいと思います。

行政管理担当部長 ちょっと補足させていただいていいですか。この対処方針の最初のフレーズ、2行あたり、3行あたりするのですが、ここをこういう表記にした私どもの意図としましては、外部評価委員の皆さんから評価結果を受けました。そういう評価結果を受けて、私どもとしましては、この事業についてどういう認識を持っているかというのをまずきちんと述べて、その上でそういった認識のもとに次のような方針を述べるという形で、一応記述したつもりです。

具体的にご指摘のあった本庁土日開庁につきましては、率直に申し上げて、土日全部開庁すべきかどうか。それには実際に費用がどのぐらいかかり、どのぐらいニーズがあるかと、そういった調査、あるいは、開設するにしても、駅前事務所との関係の中で、本庁を開けるのか、駅前事務所を開けるのかなど、そういった検討が十分ではなかったというような基本的な認識を持っています。そのようなご指摘も受けたように記憶しておりますけれども、そういった区の認識を述べた上で、実際、窓口のあり方については今後検討して見直すということを前提に、少なくとも今の時点ではっきり分かっている日曜日の本庁窓口開庁については、混乱を避ける意味で、9月末までは行いますけれども、それ以降については、日曜日については廃止をします。こういった方針を出したということで、ご理解いただければありがたいと思っております。

会長 ありがとうございます。

それでは、次に、我々の主要業務の成果であります杉並区外部評価委員会の報告書の構成について、資料4につきまして、事務局の方からご説明をお願いいたします。

特命事項担当副参事 資料4をごらんください。今年度の外部評価委員会報告書の構成（案）となっています。

ざっとご説明いたしますと、これはいつものとおりですが、まず「はじめに」がありまして、そのあと、大きな として、22年度の外部評価の概要、大きな として、このたびの事務事業等の外部評価の概要ということで、その下、1番が目的、2が実施内容、3が外部評価結果となっております。

先ほど区民アンケートの外部評価を行うということに決まりましたので、大きな 番としてここに入ります。区民アンケートに対する外部評価の結果がこちらの方に入ります。

次に、大きな として書いてあるところが大きな になります。行政評価に対する総括意見ということで、1番は「22年度評価を終えて」ということで、この後、皆様からご意見をいただくものと、また個別に資料5の方になりますが、それぞれ委員の方々に総括意見を書いていただくものをまとめまして、記載するようにします。2番は各委員の総括意見ということで、「事務事業等の外部評価について」ということと「杉並区の行政評価制度について」という2項目について、皆様に書いていただいたものをそのまま表にして転記するような形にしたいと考えております。

資料編につきましては、事務事業等の外部評価の当日お配りした、皆様お使いになった事業シート等の配付資料です。それと、事務事業等の外部評価のアンケートの集計結果、それと、例年のものです。委員の名簿、活動の内容、委員会の設置要綱を資料としてつけたいと考えております。

説明としては以上です。

会長 そういうことですので、これはほぼ通年と同じような内容になるかと思えます。

それでは、次の議題とも関連いたしますが、後で 今、資料5ですか、次の資料5に係ることなのですが、一応各委員の方からそれぞれ総括意見を求めたのですが、一堂に会しての議論というのは今回が最後になると思えますが、杉並版の事業仕分け、それだけに限らなくてもいいと思うのですが、昨年、外部評価の一環として実施しました杉並版事業仕分け、それと外部評価全般について振り返って、自由な議論を少し、4時半頃までを目途に進めていただきたいと思います。

資料6に、事務局の成果など、いろいろ書いてありますが、こういう項目についてご議論を賜りたいという、一つの試案でありますので、これにこだわらずに、とりわけ反省点、

課題等と、いろいろ四つぐらい項目が書いてございますが、これにこだわらずに、自由な観点からご議論を賜ると同時に、最初に行政管理担当部長の方からごあいさつを賜りました、来年度ももう一度この「杉並版事業仕分け」を実施していただきたいというご要望がありました。それについての各委員の方々からご意見等ありましたら、お願いしたいと思っております。

どなたからでも、あるいは、どの項目についても、もう来年度は勘弁してくれという意見も当然あり得るとは思いますが...、意見としてはです。どうぞ、どなたからでも。

委員。

委員 確認をさせていただきたいのですが、最初にお話をいただいたときに、来年度もということだったのですが、それは事務事業を対象とした、今年と同じ形態での実施を想定してのコメントですか。

特命事項担当副参事 そうですね。来年度も事務事業というレベルで。一部今年の「アニメ産業の育成・支援」のように、施策的なレベルを含んだものもありましたけれども、今年度と同じような対象で行いたいと思っております。

会長 具体的なものを素材にしたいということからすると、限りなく事務事業レベルに近いものをご希望なさっているようではあるのですが、当然そのことについて、我々委員として意見を申し上げてもいいとは思いますが...。どうぞ、この評価対象事業についてや、評価の進め方等についてのご意見でも...

委員 ことは全部で8項目でした。私が思うには、全部、区役所の方から選ぶのではなくて、我々で四つぐらい、役所の方で半分、5:3でもよいのだけれども、我々も対象事業を選んだ方がいいと思うのです。事務事業を一覧にしたものを基にして。たくさんあるだろうけれども、それを示して、我々も選択するようにすべきだと思うのです。ただ役所を選んだものを仕分けるのではなく...。それも否定しないけれど、半分半分でもいいし、5対3ぐらいでもいいし。我々にも選択をさせてもらいたいですね、希望とすれば。

会長 それは十分に可能だと思いますが、ご負担が増えるということも同時にあるものですから、なかなか、逆に厳しいところもあるのですが、当然それは可能だと思います。

委員 厳しくても、期間さえあれば大丈夫だと思います。今回は期間がなかったもので...

会長 当然それは検討の余地はあると思っております。

委員 そういうことを検討してもらいたいです。

会長 今日は自由に議論を行いたいと思いますので。

どうぞ、委員。

委員 私は、先ほど、実は、個別外部監査をやめるという話と。

会長 中止ね。

委員 あ、中止 えっ、中止ですか。

行政管理担当部長 中止です。

委員 中止になるわけですね。

総務課長 来年度は行ないません。23年度については、特に課題がないものですから。

委員 いや、私は、今回の杉並版事業仕分けというのは、いわゆる国の事業仕分けとの違いは今までのお話を聞くと、もうちょっと深掘りして、議論しながら、いわゆる熟議型の仕分けというか、そういうイメージで多分つくられたのかなという、印象を持っています。それとの対比で言うと、今まで毎年個別外部監査の報告などを見せていただいて、結構よく分析して、私ども、こういう一つの対象を絞ってやれないところをよく調べてくれている、非常にいい報告を毎年いただいていたような気がしてしまっていて。そういう意味で、片方はやめてしまって、片方はこっちをやるというところに、何となく私なりにはすっきりしないところがあります。そういう熟議型の評価という方に行くならば、個別外部監査のようなものも残しておいた方がよいのではないかと。テーマがないからというのは、それは物の見方の違いで、あるという方もいらっしゃるでしょうし、ないという方もいらっしゃるでしょうし。その辺で、どうなのですか、個別外部監査型のような、そういう方向を杉並版事業仕分けというのは目指しているのですか。私はそういう印象を若干受けたのです。つまり、裁判といったら語弊がありますが、そういう結論を出すよりも深掘りしたいのだと。こんなように解釈をしたのですけれど、いかがなものでしょうか。

会長 そこまでは行かないのではないですか。個別外部監査はかなり時間と労力をかけておられますから。我々が深掘りするといっても、準備時間を含めても、せいぜい2時間ぐらいだと思うのですよ。当日30分で予習を それは委員によってはもっとされたかもしれませんが、せいぜい1時間半ぐらいではないかと…。1件については。それが8件だから、それだけで1日以上時間が必要になるのですけども。

ですから ただ、杉並の個別外部監査は、かなり評価されていることは確かなのです、

外の世界では、結構、よくできているということで。個別外部監査ということではなくて、評価の仕組みが…。

委員 この仕分けのことですか。

会長 いえいえ、そうではなくて、評価報告書としてもね。割合良いというのは、私が聞いている範囲では、割合高い評価を得ていました。

委員 私もそう思っています。

会長 ただ、このご判断はあくまでも区の方だから、それ以上は言えないということなのですが。区としてのお考えもあると思いますので、ご回答を。

委員 いや、私の言うのは両方なのですが、個別の外部監査については、中止というのは、テーマがないからというのでは、そこで話が終わってしまうのですね。お金もかかることだしとか、そういうこともあるのかもしれませんが、やめてしまうほどの理由が私にはちょっと感じられなくて。常にそういうものやっておるということは、そういう、じっくりそこを見る人が必ずいるよと、どんなテーマでも何年かに1回ぐらいは出てくる可能性があるよという、それが一つの大きな刺激になっていると思っていまして。それをやめてしまうということの意味が少々わからない。

それとは裏返しなのですが、事業仕分けというのは、どちらかということ、できるだけ限られた時間でも深掘りしてもらってということに趣旨があるのでしょうかということを確認したかったという、そういうことです。だから、それぞれ、両課長にお伺いしているようなものです。

特命事項担当副参事 ええ。あの……

会長 個別外部監査のことに、先ほどから。

総務課長 個別外部監査は、先ほども少々申し上げましたように、平成14年から9回連続で実施しているというところございまして、今回、中止ではなくて休止をしたいという理由は、現在、今後10年を見据えた基本構想や総合計画を策定していく中で、いろんな形で課題が出てくるであろうと…。そういう課題を、翌年度か翌々年度において、順次実施していければという考えは持っておりまして、当面、平成23年度、来年度については中止をさせていただきたいと、このように考えてございます。

特命事項担当副参事 事務事業等の外部評価につきましては、委員がおっしゃったとおり、やはりポイントを絞ってというのですか、8事業については、内部での評価に対

しての外部評価を深くしっかりと行っていただいて、それによって、職員も評価の視点や政策立案能力などを高めるとか、そういうところに波及させていきたいということもあります。もちろん評価結果を事業の見直しに活用したり、予算の方に活用したりするということも、大きな役割、目的だと考えております。

会長 よろしいですか。

委員、途中で退席される可能性がありますので、どうぞ、ご意見とかご要望とかありましたら。

委員 区長が替わられて、新たにこの杉並版「事業仕分け」を今年度はやってみようということで始めて、それなりに成果が上がった、意義があったというご認識のもとに来年度もという、それは理解できるのですが、事務事業すべて、六百何十があるものを対象にすべきだとは思いませんけれども、やはり仕分けの効果をきちっと生かしていくためには、それなりに継続性を持って、単発的に終わらせるのではなくて、何カ年かのそれなりのビジョンを持ってやらないと意味がない手法だと思っておりますので、そういう意味では、例えば5カ年、向こう5年間で何事業を対象にしてやっていくのか、大体何カ年で一巡するのかとか、そういった、それなりのビジョンをやはりきちんと持った上で、仕分けというツールを活用するという姿勢が必要だと思うのです。ですから、余りこう、区民に対しての単なるアピールの手段として位置づけられてしまって、それに私どもがある意味巻き込まれるといたしますか、それだけで終わってしまっただけでは非常に残念ですので、そういう意味では、それなりのビジョンを少し考えていただきたいということが、要望ですが、よろしくお願いいたします。

それと、今回の仕分けをさせていただいて、やはり事務事業レベルで見ると、非常に具体的な議論ができて、何をどう改善すべきなのかということも非常に見出しやすいというメリットはあるのですが、やはり複数の事業がお互いにうまく有機的に関連し合っていて、初めて施策全体の効果、政策全体の効果が出るという観点からの評価というのも同時に必要だと思います。今ちょっと思い出したのは、アニメの関連の事業でしたけれども、アニメミュージアムと、あと、匠塾とはちょっと別個の事業で、それぞれ、別に連動性を考えていないというような説明が当日あったかと思うのです。そういうことでは非常に困るので、やはりパッケージとして見るべき事業というものを、一つのまとまりのあるものとして仕分けの俎上にのせていただくということもやはり重要かと思いました。だから、

そこをもう少し意識して、来年度の事業の選択の際には考えていただきたい点だと思っております。

会長 今のお話は、実は非公式に事務局との議論の中でも申し上げたことなのですが、非常に難しいのです。我々外部評価委員の所掌から言えば、すべての政策なり施策から事務事業全般について、一応外部者としてチェックをするというのが本来の職務であるので、幾つか選んだものについて深掘りをやるということは、拒否はすべきではないと思うのですが、本来業務とのバランスをどう取っていくのか。それを一つの調和がとれた案として、今、委員がおっしゃったように、全部網がかかるように、何年か置きにやっていこうということなのですが、そうすると、恐らく、区が考えておられるような杉並版「事業仕分け」の意図されているような当面の目標とは違って来るだろうというのは予想されるのですが…。

問題は、そういう公開の場でやるという作業もあるのですが、公開で実施してもいいと思うのですが、本来、政策形成能力であるとか、レビュー的なことと言えば、むしろ予算の段階で、我々として物を申し上げるというのも一つあり得るわけです、事前の段階で。ですから、いろいろな関与のやり方というのはあるのですが、いずれにしても、難しいと思うのは、即効薬はないけれども、この事務事業評価とか、これをお使いになる方がおられれば、きちんとお使いになるのであれば、第三者の目で一応チェックをするということはそれなりに意義があるのですね。だから、今まで効果がなかったとすれば、それを使われていなかったということが問題なので、それは我々の責任かという問題ともかかわってきまして…。これは非常に評価論の悩ましいところなのですが、いずれにしても、そういう外向きの見える格好での外部評価と同時に、長期的な観点からの地道な我々の作業というのを両立していかなければいけないということで、非常に悩んでいるのです。

だから、その辺り、委員、何かいいお考えがあれば。フリーディスカッションです、特に結論を得るというわけではないですから。

委員 私、杉並区の行政評価、目的は一体何のために行政評価を実施するのだろうかというところが変わったわけですね。もともと政策、施策のレベルで評価をされていたということと、それが事業仕分けということで事業にピンポイントになっているということと、その辺が今後も事業仕分けということで進められていくのであれば、その目的というのを、もう一回、きっちり説明をいただきたいと思います。

あと、これまで政策、施策の評価をずっと実施されてきて、先ほど 会長がおっしゃっていたように、ほかの自治体からも、政策、施策のレベルでの評価ということで、それなりに、ベストプラクティスかどうかはわかりませんが、そういった意味で、いろいろなところで参考にされてきた部分もあるという中で、それを置いておいて事業仕分けに移られたわけですから、その辺のところ、職員の皆さんがしっかり認識されているのかなと思いました。そうしないと、先ほどお話があったように、生かされないということになってきますので、その辺のところが、どう区の中で対応されていらっしゃるのかというところが非常に気になるころではあります。

施策、政策のレベルで評価をしていかないと、事業の優先順位、そちらの方がつけられないのですね。事業仕分けだけで行っていても、実施する、しないは決められても、これとあれとどちらをやるのかといったときに、上位のレベルで見えていかないと、事業の必要性も説明できませんし、そうした観点でいくと、私は、杉並版というのであれば、もう少し施策のレベルで 事業仕分けとは言わない、施策仕分け、わからないのですけれど 俎上にのせるとか、そういった形で検討された方がいいのではないかなと思います。

実は、今年度、事業仕分けの実態調査をしたのです。プロジェクトなのですけれど…。結果が公表されているのですけれども、その中で一番欠けていることというのがモニタリングですね。実施したらやりっ放しで、事業仕分けが目的化という形の意見です。どうモニタリングの仕組みをつくって、自治体の中でそれを生かしていくかというところが一番のポイントになってきていると思うのです。

制度的にしっかりやっているところというのもほとんどなくて、さいたま市が市民の方が判定人のような形で入られて、そのままモニタリングもチェックもされるとか、藤沢市は外部評価委員が進捗管理をされるとか、そのくらいしか仕組みとしてまだ出てきていないようです。それぞれ、その後のチェックというところが、多分ポイントになってきていると思うのです。

ですので、もし仕分けということを行なうのであれば、行政評価も同じなのですけれども、中でどう生かしていくか。やはり職員の皆さんの意識の問題も含めて、どういう形でそれをうまく回していくかというところ、そこも含めても、検討をじっくりされる必要があるのではないかなと。対処、レベルとその後の生かし方ですね。その辺のところはしっかり、中で議論をされる必要があるのではないかなと思います。

会長 委員がおっしゃることは、まさしく正論だと思うのです。それで、私、随分前から、外部評価の前から思っているのですが、外部評価というのは、全体の行革プランの中でどう位置づけるかというのが決まっていなくて生かし方がないので、その辺りが、区長がお替りになったので、この外部評価委員会と外部評価にどういう役割を、従来と同じでいいのか、あるいは変わったパッケージの中で位置づけるというのであれば、設置要綱も変えなければいけないと思うのですが…。既に我々は委員の任命を受けているので、いつでも辞表は出せますから、新たに、他の方にやっていただいてもいいと思うのですが、やはり全体の区の新しい区長のもとにおける、新しい区政経営なり、行革の中で、外部評価をどう位置づけていくのかということやはりお返していただいて、その中で我々として何で寄与できるのかということでない、確かに、委員がおっしゃるように、我々としても、持っている、若干の力量を発揮するといっても難しい面は確かにあるのです。

だから、当面、来年度においては、とりあえずもう一回実施してほしいと言われれば、それはやるぐらいの、皆さん大人としての対応をなさると思うのですが、もう少し中期的な観点からのお答えを、新年度になったら一度お伺いして、それに向けて、我々として何が協力できるかということ議論した方が、より生産的だろうということですね、委員。それは多分、大方の委員のご意見も同じだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほか、何か。はい、どうぞ、委員。

委員 生かし方の観点のコメントですけれど、今回8事業ですね。全部を評価することは難しいということで、事業を同じタイプで類型化してそれを生かしていくとか、そういった形で、この8事業を、8だけにとどまらず、もう少し展開をしていけば、8が生きるのではないかなと思います。これは、コメントです。

会長 はい。ありがとうございました。

委員が、今日は別件のお仕事があるということですので、今日は貴重なご意見を賜りまして、当面、来年度、あと1回ぐらいであればとりあえず杉並版「事業仕分け」を行ってもいいけれども、ただ、やり方等は、やはり、もう少し我々の関与もあっていいのではないとか、いろいろご意見を頂戴いたしましたので、若干のバージョンアップが可能かどうかは、また事務局と調整したいと思っております。

いずれにしても、あとは、資料5にある、ここをまたファイルで送っていただけると
思いますので、ここにご自分のご意見をお書きいただいて、最終的に、文言の微調整が入
るかもしれませんが、一応公開情報になりますので、その辺りの作業をお願いしたいと思
います。

それでは、最後になります、今後のスケジュール等につきまして、ご説明をお願いし
たいと思います。

特命事項担当副参事 はい。参考資料をもう一度見ていただきたいと思います。先ほど
区民アンケート外部評価の担当委員という表があったものの方が今後のスケジュール
になっております。

先ほどもお願いしましたが、2月いっぱい、一つは先ほどの区民アンケートの外部評
価、もう一つは総括意見の資料5の表について、大変お忙しいところ申しわけございませ
んが、ご提出をお願いしたいと思います。

それで、3月半ばには、皆様がお書きになった区民アンケートの外部評価に対して所管
課が対処方針を記入しますので、それをお送りしまして、確認していただきたいと存じま
す。

3月末にはすべての報告書の案ができ上がりますので、そちらもお送りしますので、ご
確認いただきます。4月下旬にはその報告書が完成する予定であります。

23年度ですけれども、4月には区の方で行政評価の取組方針が決定して、5月上旬ぐら
いから行政評価について開始されるのですが、外部評価委員会につきましては5月に開催
いたしまして、23年度の行政評価の取組方針についてと、同じく外部評価につきまして、事
務事業等の外部評価を含めてお諮りをしたいと思っております。先ほどいろいろなご意見
をいただきましたので、それを踏まえまして、事務局で提案したいと考えております。

それと、行政評価制度の見直しの方向性についての中間まとめを3月中ぐらいにまとめ
る予定ですので、それについてこちらでお示しして、ご意見をいただきたいと考えており
ます。

7月に第2回の外部評価委員会として、事務事業等の外部評価を実施させていただければ
と考えております。

スケジュールについては以上です。

会長 これは一応第1回で各委員のご了解を得てから、第2回ということに正式にはなる

かと思えます。いろいろなご議論が今日ありましたので、多分こうなると思いますが、一応ですね。そういうご了解を得るという手続が5月に必要かと思えます。

それでは、本日は少し早目に終わりますが、本年度最後の外部評価委員会で、今後ともまた作業を、委員会はないのですが、お願いすることになって心苦しゅうございますが、何とぞよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、また新年度に、改めて外部評価委員会を持ちたいと思えます。

どうも、本日はお疲れさまでした。